

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）	1
○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	18
○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）	51
○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	65
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	74
○ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）	76
○ 道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号）	80
○ 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）	81
○ 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）	82
○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）	87
○ 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十六号）	88
○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）	89
○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）	91

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第四章 （略） 第五章 都市再生整備計画に係る特別の措置 第一節 都市再生整備計画の作成等（<u>第四十六条・第四十六条の二</u>） 第二節・第三節 （略） 第四節 <u>民間都市再生整備事業計画の認定等（第六十三条―第七十二条）</u> 第五節 <u>都市再生整備推進法人（第七十三条―第七十八条）</u> 第六章 雑則（<u>第七十九条―第八十二条</u>） 附則 （都市再生緊急整備協議会） 第十九条 国の関係行政機関の長のうち本部長及びその委嘱を受けたもの並びに関係地方公共団体の長（以下「国の関係行政機関等の長」という。）は、都市再生緊急整備地域ごとに、当該都市再生緊急	目次 第一章～第四章 （略） 第五章 都市再生整備計画に係る特別の措置 第一節 都市再生整備計画の作成等（第四十六条） 第二節・第三節 （略） 第四節 <u>民間都市再生整備事業計画の認定等（第六十三条―第七十一条）</u> 第六章 雑則（<u>第七十二条―第七十五条</u>） 附則 （都市再生緊急整備協議会） 第十九条 国の関係行政機関の長のうち本部長及びその委嘱を受けたもの並びに関係地方公共団体の長（以下「国の関係行政機関等の長」という。）は、都市再生緊急整備地域ごとに、当該都市再生緊急

整備地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議を行うため、都市再生緊急整備協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 (略)

3 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、国の関係行政機関等の長及び前項の規定により加わった独立行政法人の長等又はこれらの指名する職員をもって構成する。

4 5 8 (略)

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）

第二十九条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による都市再生事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 (略)

二 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設（次号及び第七十一条第一項第一号において「公共施設等」という。）の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

整備地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議を行うため、都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 (略)

3 第一項の協議を行うための会議（以下単に「会議」という。）は、国の関係行政機関等の長及び前項の規定により加わった独立行政法人の長等又はこれらの指名する職員をもって構成する。

4 5 8 (略)

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）

第二十九条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による都市再生事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 (略)

二 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設（次号及び第七十一条第一項第一号において「公共施設等」という。）の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

イ 認定事業者（専ら認定事業の施行を目的とする株式会社又は合同会社に限る。）に対する出資又は認定事業者（専ら認定事業の施行を目的とする株式会社又は合同会社に限る。）が発行する社債の取得

ロ 専ら、認定事業者から認定事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下「認定建築物等」という。）を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、合同会社若しくは特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）に対する出資又は当該株式会社、合同会社若しくは特定目的会社が発行する社債の取得

ハ・ホ （略）

三 次に掲げる債務を保証すること。ただし、認定事業者が認定事業として施行する公共施設等の整備に要する費用の額に相当する額の範囲内に限る。

イ （略）

ロ 認定事業者からの認定建築物等の取得に要する費用に充てるため、前号ロに規定する株式会社、合同会社若しくは特定目的会社が行う資金の借入れ又は当該株式会社、合同会社若しくは特定目的会社が行う社債の発行に係る債務

四・五 （略）

2・3 （略）

イ 認定事業者（専ら認定事業の施行を目的とする株式会社に限る。）に対する出資又は認定事業者（専ら認定事業の施行を目的とする株式会社に限る。）が発行する社債の取得

ロ 専ら、認定事業者から認定事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下「認定建築物等」という。）を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社若しくは特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）に対する出資又は当該株式会社若しくは特定目的会社が発行する社債の取得

ハ・ホ （略）

三 次に掲げる債務を保証すること。ただし、認定事業者が認定事業として施行する公共施設等の整備に要する費用の額に相当する額の範囲内に限る。

イ （略）

ロ 認定事業者からの認定建築物等の取得に要する費用に充てるため、前号ロに規定する株式会社若しくは特定目的会社が行う資金の借入れ又は当該株式会社若しくは特定目的会社が行う社債の発行に係る債務

四・五 （略）

2・3 （略）

(協議会における認定事業を円滑かつ迅速に施行するために必要な協議)

第三十三条 認定事業者は、協議会に対し、その認定事業を円滑かつ迅速に施行するために必要な協議を行うことを求めることができる。

2 前項の協議を行うことを求められた協議会に関する第十九条第四項の規定の適用については、同項中「並びに特殊法人の代表者」とあるのは、「、特殊法人の代表者並びに第三十三条第一項の協議を行うことを求めた同項の認定事業者」とする。

3 協議会は、第一項の協議を行うことを求められた場合において、当該協議が調ったとき又は当該協議が調わないこととなったときはその結果を、当該協議の結果を得るに至っていないときは当該協議を行うことを求められた日から三月を経過することにその間の経過を、速やかに、当該協議を行うことを求めた認定事業者に通知するものとする。

(都市再生事業を行おうとする者による都市計画の決定等の提案)

第三十七条 都市再生事業を行おうとする者は、都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の第二第一項の指定都市(同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道

(協議会の会議の開催)

第三十三条 認定事業者は、協議会に対し、その認定事業を円滑かつ迅速に施行するために必要な協議を行うための会議の開催を求めることができる。

2 前項の規定による認定事業者からの求めに応じて会議を開催した場合における第十九条第四項の規定の適用については、「並びに特殊法人の代表者」とあるのは、「、特殊法人の代表者並びに会議の開催を求めた認定事業者」とする。

3 協議会は、第一項の規定により会議の開催を求められた場合において、当該会議において協議が調ったとき又は協議が調わないこととなったときはその結果を、協議を続行しているときは会議の開催を求められた日から三月を経過することに当該協議の経過を、速やかに当該会議の開催を求めた認定事業者に通知するものとする。

(都市再生事業を行おうとする者による都市計画の決定等の提案)

第三十七条 都市再生事業を行おうとする者は、都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の第二第一項の指定都市(同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道

開発局長）又は市町村）又は第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）に対し、当該都市再生事業を行うために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならぬ。

一 前条第一項の規定による都市再生特別地区に関する都市計画

二 九（略）

2 前項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該都市再生事業に係る土地の全部又は一部を含む一団の土地の区域について、次に掲げるところに従って、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一（略）

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この条において同じ。）の区域内の土地について所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。以下この条において「借地権」という。）を有する者の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつていゝるその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積

開発局長）又は市町村）又は第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）に対し、当該都市再生事業を行うために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならぬ。

一 第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区に関する都市計画

二 九（略）

2 前項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該都市再生事業に係る土地の全部又は一部を含む一団の土地の区域について、次に掲げるところに従って、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一（略）

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地について所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつていゝるその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的

と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得ていること。

三 (略)

3 前項第二号の場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する土地があるときは、当該土地について所有権を有する者又は借地権を有する者の数をそれぞれ一とみなし、同意した所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計をそれぞれ当該土地について同意した者の数とみなし、当該土地の地積に同意した所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積を当該土地について同意した者が所有する土地の地積又は同意した者が有する借地権の目的となっている土地の地積とみなす。

(都市再生整備計画)

第四十六条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、都市再生整備計画に特定非営利活動法人等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。

5・6 (略)

7 第二項第三号イに掲げる事業に関する事項には、国道(道路法(

となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得ていること。

三 (略)

第四十六条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、都市再生整備計画に特定非営利活動法人等が実施する事業等を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。

5・6 (略)

7 第二項第三号イに掲げる事業には、国道(道路法(昭和二十七年

昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは都道府県道（同条第三号の都道府県道をいう。以下この条において同じ。）の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物（同法第二条第二項に規定する道路の附属物をいう。）の新設若しくは改築（いずれも同法第十二条ただし書、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号。第五十八条第一項において「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定により都道府県が行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第三項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市又は同条第三項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の新設等」という。）であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことが出来るものに関する事業（以下「市町村施行国道新設等事業」という。）に関する事項を記載することができる。

8 | 第二項第四号に掲げる事項には、国道又は都道府県道の維持又は修繕（道路法第十三条第一項及び第十五条の規定により都道府県が行うこととされているもの（同法第十七条第一項から第三項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市又は同条第三項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の維持等」という。）であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市

法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）又は都道府県道（同条第三号の都道府県道をいう。以下同じ。）の新設又は改築（同法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定により都道府県が行うこととされているもの（道路法第十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項の指定市又は同条第二項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。）であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業（以下「市町村施行国道等事業」という。）を記載することができる。

町村が行うことができるものに関する事業（以下「市町村施行国道維持等事業」という。）に関する事項を記載することができる。

9| 市町村は、都市再生整備計画に市町村施行国道新設等事業又は市町村施行国道維持等事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

10| 市町村は、次条第一項の規定により市町村都市再生整備協議会が組織されている場合において、都市再生整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該市町村都市再生整備協議会の意見を聴かなければならない。

11|
13| （略）

（市町村都市再生整備協議会）

第四十六条の二 次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備協議会（以下この章において「市町村協議会」という。）を組織することができる。

一 市町村

二 第七十三条第一項の規定により当該市町村の長が指定した都市再生整備推進法人

三 密集市街地整備法第三百条第一項の規定により当該市町村の長が指定した防災街区整備推進機構

四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）

8| 市町村は、都市再生整備計画に市町村施行国道等事業を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

9|
11| （略）

第五十一条第一項の規定により当該市町村の長が指定した中心市街地整備推進機構

五 景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項の規定により当該市町村の長が指定した景観整備機構

六 前各号に掲げる者のほか、第二号から前号までに掲げる者に準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等

2 前項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議して、市町村協議会に、関係都道府県、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間都市機構その他まちづくりの推進を図る活動を行う者を加えることができる。

3 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び前条第二項第三号イからへまでに掲げる事業（これらの事業と一体となつてその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見込まれる者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、市町村協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の運営に関し必要な事項は、市町村協議会が定める。

（都市計画の決定等に係る権限の移譲）

第五十一条 市町村は、都市計画法第十五条第一項及び第八十七条の

（都市計画の決定等に係る権限の移譲）

第五十一条 市町村は、都市計画法第十五条第一項及び第八十七条の

二第一項の規定にかかわらず、第四十六条第十二項後段（同条第十三項において準用する場合を含む。）の公告の日から計画決定期限が到来する日までの間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることができる。

2
2
4 （略）

（市町村による都市計画の決定等の要請）

第五十四条 市町村（指定都市を除く。）は、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、都市再生整備計画に記載された事業の実施に関連して必要となる都市計画法第四条第三項の地域地区に関する都市計画（同法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画で政令で定めるものに限る。）の決定又は変更をすることを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 市町村は、第四十六条の二第一項の規定により市町村協議会が組織されている場合において、前項の規定による要請（以下「計画要請」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村協議会の意見を聴かなければならない。

3 計画要請に係る都市計画の素案の内容は、都市計画法第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものでなければならない。

二第一項の規定にかかわらず、第四十六条第十項後段（同条第十一項において準用する場合を含む。）の公告の日から計画決定期限が到来する日までの間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることができる。

2
2
4 （略）

（市町村による都市計画の決定等の要請）

第五十四条 市町村（指定都市を除く。）は、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、都市再生整備計画に記載された事業の実施に関連して必要となる都市計画法第四条第三項の地域地区に関する都市計画（同法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画で政令で定めるものに限る。）の決定又は変更をすることを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による要請（以下「計画要請」という。）に係る都市計画の素案の内容は、都市計画法第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものでなければならない。

(道路整備に係る権限の移譲)

第五十八条 市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この款において同じ。）は、都市再生整備計画の計画期間内に限り、同法第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、都市再生整備計画に記載された市町村施行国道新設等事業に関する事項に係る国道の新設等又は都市再生整備計画に記載された市町村施行国道維持等事業に関する事項に係る国道の維持等を行うことができる。

2 (略)

3 市町村は、第一項の規定により国道の新設等又は国道の維持等を行おうとするとき、及び当該国道の新設等又は国道の維持等の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 市町村は、第一項の規定により国道の新設等又は国道の維持等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）に代わってその権限を行うものとする。

5 第一項の規定により市町村が行う国道の新設等又は国道の維持等に要する費用は、当該市町村の負担とする。

(民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務)

第七十一条 民間都市機構は、第二十九条第一項に規定する業務のほ

(道路整備に係る権限の移譲)

第五十八条 市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この款において同じ。）は、都市再生整備計画の計画期間内に限り、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、都市再生整備計画に記載された市町村施行国道等事業に係る国道又は都道府県道の新設又は改築を行うことができる。

2 (略)

3 市町村は、第一項の規定により国道又は都道府県道の新設又は改築に関する工事を行おうとするとき、及び当該新設又は改築に関する工事の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 市町村は、第一項の規定により国道又は都道府県道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）に代わってその権限を行うものとする。

5 第一項の規定により市町村が行う国道又は都道府県道の新設又は改築に要する費用は、当該市町村の負担とする。

(民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務)

第七十一条 民間都市機構は、第二十九条第一項に規定する業務のほ

か、民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定整備事業者の認定整備事業の施行に要する費用の一部（公共施設等の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

イ 認定整備事業者（専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社又は合同会社に限る。）に対する出資

ロ 専ら、認定整備事業者から認定整備事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下この号において「認定整備建築物等」という。）を取得し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、合同会社又は特定目的会社に対する出資

ハ、ホ （略）

二・三 （略）

2・3 （略）

（市町村協議会における認定整備事業を円滑かつ確実に施行するために必要な協議）

第七十二条 認定整備事業者は、市町村協議会に対し、その認定整備事業を円滑かつ確実に施行するために必要な協議を行うことを求めることができる。

2 前項の協議を行うことを求められた市町村協議会に関する第四十六条の二第三項の規定の適用については、同項中「及び前条第二項

か、民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定整備事業者の認定整備事業の施行に要する費用の一部（公共施設等の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

イ 認定整備事業者（専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社に限る。）に対する出資

ロ 専ら、認定整備事業者から認定整備事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下この号において「認定整備建築物等」という。）を取得し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社又は特定目的会社に対する出資

ハ、ホ （略）

二・三 （略）

2・3 （略）

第三号イ」とあるのは、「前条第二項第三号イ」と、「見込まれる者」とあるのは「見込まれる者及び第七十二条第一項の協議を行うことを求めた同項の認定整備事業者」とする。

3 市町村協議会は、第一項の協議を行うことを求められた場合において、当該協議が調ったとき又は当該協議が調わないこととなつたときはその結果を、当該協議の結果を得るに至っていないときは当該協議を行うことを求められた日から六月を経過するごとにその間の経過を、速やかに、当該協議を行うことを求めた認定整備事業者に通知するものとする。

第五節 都市再生整備推進法人

(都市再生整備推進法人の指定)

第七十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人又は民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生整備推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進法人の業務)

第七十四条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 都市再生整備計画の区域内における都市開発事業であつて第四十六条第一項に規定する都市再生基本方針に基づいて行われるものを施行する民間事業者に対し、当該都市開発事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 特定非営利活動法人等による前号の都市開発事業の施行に対する助成を行うこと。

三 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。

イ 第一号の都市開発事業

ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共施設の整備に関する事業（都市再生整備計画に記載されたものに限る。）

四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

五 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生のために必要な業務を行うこと。

(推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第七十五条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定は、推進法人に対し、前条第四号に掲げる業務（同条第三号イに掲げる事業のうち都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業及び同号ロに掲げる事業に係るものに限る。）の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

（監督等）

第七十六条 市町村長は、第七十四条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、推進法人が第七十四条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第七十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（民間都市機構の行う推進法人支援業務）

第七十七条 民間都市機構は、第二十九条第一項及び第七十一条第一項に規定する業務のほか、推進法人によるその業務の円滑な実施の

ため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 推進法人による第七十四条第二号に掲げる業務の実施に対する助成を行うこと。

二 推進法人に対し、その業務（民間事業者による都市開発事業に係るものに限る。）の実施に関し必要な情報の提供、助言又はあつせんその他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により、民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、民間都市開発法第十一条第一項及び第十二条中「第四条第一項各号」とあるのは「第四条第一項各号及び都市再生特別措置法第七十七条第一項各号」と、民間都市開発法第十四条中「第四条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第四条第一項第一号及び第二号並びに都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号」と、民間都市開発法第二十条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項（都市再生特別措置法第七十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第十一条第一項」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条（都市再生特別措置法第七十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3 民間都市機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合においては、国土交通省令で定める基準に従って行わなければならない。

(情報の提供等) 第七十八条 国及び関係地方公共団体は、推進法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。	第七十九条～第八十二条 (略)
附 則 (民間都市再生事業計画の認定を申請する期限) 第三条 第二十条第一項の申請は、平成二十四年三月三十一日までに限り行うことができる。	(独立行政法人都市再生機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限) 第四条 第六十二条の規定により独立行政法人都市再生機構が市町村の委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十二年三月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。
附 則 (民間都市再生事業計画の認定を申請する期限) 第三条 第二十条第一項の申請は、平成十九年三月三十一日までに限り行うことができる。	(独立行政法人都市再生機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限) 第四条 第六十二条の規定により独立行政法人都市再生機構が市町村の委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成十九年三月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

改 正 案	現 行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進 第一節・第二節（略） 第三節 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社の行う受託業務等（第三十条―第三十条の三） 第四節 第二種市街地再開発事業の施行区域の特例（第三十条の四） 第四章（略） 第八章 避難経路協定（第二百八十九条―第二百九十九条） 第九章 防災街区整備推進機構（第三百条―第三百三条） 第十章 雑則（第三百四条―第三百十一条） 第十一章 罰則（第三百十二条―第三百三十四条） 附則 （定義） 第二条 この法律（第十号に掲げる用語にあつては、第四十八条を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各	目次 第一章・第二章（略） 第三章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進 第一節・第二節（略） 第三節 独立行政法人都市再生機構の行う受託業務（第三十条） 第四章（略） 第八章 防災街区整備推進機構（第二百八十九条―第二百九十二条） 第九章 雑則（第二百九十三条―第三百条） 第十章 罰則（第三百一条―第三百二十三条） 附則 （定義） 第二条 この法律（第十号に掲げる用語にあつては、第四十八条を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

一 密集市街地 当該区域内に老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないことその他当該区域内の土地利用の状況から、その特定防災機能が確保されていない市街地をいう。

二〇十五 (略)

(建替計画の認定)

第四条 (略)

二・三 (略)

4 建替計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇五 (略)

六 建築物の建替えの事業の実施期間

七・八 (略)

(建替計画の認定基準)

第五条 所管行政庁は、建替計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建替計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

一・二 (略)

三 新築する建築物の敷地面積がそれぞれ国土交通省令で定める規模以上であり、かつ、当該敷地面積の合計が国土交通省令で定める規模以上であること。

号に定めるところによる。

一 密集市街地 当該区域内に老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設がないことその他当該区域内の土地利用の状況から、その特定防災機能が確保されていない市街地をいう。

二〇十五 (略)

(建替計画の認定)

第四条 (略)

二・三 (略)

4 建替計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇五 (略)

六・七 (略)

(建替計画の認定基準)

第五条 所管行政庁は、建替計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建替計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

一・二 (略)

三 新築する建築物の敷地面積の合計が国土交通省令で定める規模以上であること。

四 建替事業区域内に延焼防止上又は避難上有効な空地で国土交通省令で定める基準に該当するものが確保されていること。

五 建築物の建替えの事業の実施期間が当該建築物の建替えを迅速かつ確実に遂行するために適切なものであること。

六 (略)

25 (略)

(居住安定計画の認定)

第十五条 第十三条第一項の規定による勧告に係る延焼等危険建築物でその全部又は一部が次に掲げる条件に該当する賃貸借の目的となっているものの所有者は、当該賃貸借の目的となっている延焼等危険建築物の全部又は一部（以下この節において「延焼等危険賃貸住宅」という。）を賃借している者（以下この節において「居住者」という。）の意見を求めて、国土交通省令で定めるところにより、当該延焼等危険建築物について、居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却に関する計画（以下この章において「居住安定計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

一三 (略)

25 (略)

第三節

独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社の行う受託業務等

四 建替事業区域内に延焼防止上又は避難上有効な空地が確保されていること。

五 (略)

25 (略)

(居住安定計画の認定)

第十五条 第十三条第一項の規定による勧告に係る延焼等危険建築物でその全部又は一部が次に掲げる条件に該当する賃貸借の目的となっているものの所有者は、当該賃貸借の目的となっている延焼等危険建築物の全部又は一部（以下この節において「延焼等危険賃貸住宅」という。）を賃借している者（以下この節において「居住者」という。）の意見を求めて、国土交通省令で定めるところにより、当該延焼等危険建築物について、居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却に関する計画（以下この節において「居住安定計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

一三 (略)

25 (略)

第三節

独立行政法人都市再生機構の行う受託業務

（独立行政法人都市再生機構の行う受託業務）

第三十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下この節において「機構法」という。）第十一条第一項に規定する業務のほか、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条の第三第一項に規定する都市計画区域について定められた防災再開発促進地区の区域内においてその一体的かつ総合的な市街地の再開発を促進し、又は当該都市計画区域内において防災都市施設（防災街区整備方針に即して都市施設として整備すべき防災公共施設をいう。以下同じ。）の整備を図るため、地方公共団体の委託に基づき、機構法第十一条第三項各号の業務を行うことができる。

（独立行政法人都市再生機構の行う従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務）

第三十条の二 独立行政法人都市再生機構は、機構法第十一条に規定する業務のほか、従前居住者用賃貸住宅（第十三条第一項の規定による勧告に係る延焼等危険建築物の除却の事業その他防災再開発促進地区の区域内における国土交通省令で定める防災街区の整備に関する事業の実施に伴い住宅の明渡しの請求を受けた者（第五項において「従前の居住者」という。）に賃貸するための住宅をいう。以下この条において同じ。）の建設、管理、増改築及び譲渡の業務を行うことができる。

第三十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下この条において「機構法」という。）第十一条第一項に規定する業務のほか、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条の第三第一項に規定する都市計画区域について定められた防災再開発促進地区の区域内においてその一体的かつ総合的な市街地の再開発を促進し、又は当該都市計画区域内において防災都市施設（防災街区整備方針に即して都市施設として整備すべき防災公共施設をいう。以下同じ。）の整備を図るため、地方公共団体の委託に基づき、機構法第十一条第三項各号の業務を行うことができる。

- 2 独立行政法人都市再生機構は、前項に規定する業務については、次項の規定による関係地方公共団体からの要請に基づき行うものとする。
- 3 地方公共団体は、自ら従前居住者用賃貸住宅の建設、管理、増改築及び譲渡を行うことが困難であり、又は自ら従前居住者用賃貸住宅の建設、管理、増改築及び譲渡を行うのみではその不足を補うことができないと認めるときは、独立行政法人都市再生機構に対し、第一項に規定する業務に関し、政令で定めるところにより、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請することができる。
- 4 独立行政法人都市再生機構は、第一項に規定する業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 5 独立行政法人都市再生機構は、第一項に規定する業務を行うときは、第三項の規定による要請をした地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、当該従前居住者用賃貸住宅の建設若しくは増改築に要する費用の一部又は当該従前居住者用賃貸住宅の入居者である従前の居住者の居住の安定を図るため当該従前の居住者に係る家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を負担することを求めることができる。
- 6 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、独立行政法人都市再生機構と当該地方公共団体とが協議して定める。
- 7 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づ

き、国土交通大臣が裁定する。この場合において、国土交通大臣は、当事者の意見を聴くとともに、総務大臣と協議しなければならない。

8 機構法第十四条第七項の規定は、従前居住者用賃貸住宅の管理に関する業務の運営について準用する。

(地方住宅供給公社の行う受託業務)

第三十条の三 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、居住安定計画の作成の業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十条の三第一項に規定する業務」とする。

第四節 第二種市街地再開発事業の施行区域の特例

第三十条の四 防災再開発促進地区の区域内の土地の区域で都市再開発法第三条の二第二号イ又はロのいずれかに該当するものであつて、その面積が〇・二ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満のものについては、これを同号に掲げる条件に該当する土地の区域とみなして、同法の規定を適用する。

(防災街区整備地区計画)

第三十二条 次に掲げる条件に該当する密集市街地内の土地の区域で、当該区域における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、当該区域の各街区を防災街区として一体的かつ総合的に整備することが適切であると認められるものについては、都市計画に防災街区整備地区計画を定めることができる。

一 当該区域における特定防災機能の確保を図るため、適正な配置及び規模の公共施設を整備する必要がある土地の区域であること。

二 当該区域における特定防災機能に支障を来している土地の区域であること。

三 都市計画法第八条第一号に規定する用途地域(第三十二条の三において単に「用途地域」という。)が定められている土地の区域であること。

2 防災街区整備地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一・二 (略)

三 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画法施設及び地区防災施設を除く。以下「地区施設」という。)及び建築物等(特定建築物地区整備計画の区域内の建築物等を除く。)の整備並びに土地の利用に関し

(防災街区整備地区計画)

第三十二条 次に掲げる条件に該当する密集市街地内の土地の区域で、当該区域における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、当該区域の各街区を防災街区として一体的かつ総合的に整備することが適切であると認められるものについては、都市計画に防災街区整備地区計画を定めることができる。

一 当該区域における特定防災機能の確保を図る上で必要となる適正な配置及び規模の公共施設がない区域であること。

二 当該区域における特定防災機能に支障を来している区域であること。

三 都市計画法第八条第一号に規定する用途地域が定められている区域であること。

2 防災街区整備地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一・二 (略)

三 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設及び地区防災施設を除く。以下「地区施設」という。)及び建築物等(特定建築物地区整備計画の区域内の建築物等を除く

て、地区防災施設の区域以外の防災街区整備地区計画の区域について定める計画（以下「防災街区整備地区整備計画」という。）

- 3 特定建築物地区整備計画においては、その区域及び建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物の特定地区防災施設に係る間口率（建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合をいう。第百十六条第一項第一号ロにおいて同じ。）の最低限度、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。次項第二号において同じ。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもののうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

4 6 （略）

（区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整

。の整備並びに土地の利用に関して、地区防災施設の区域以外の防災街区整備地区計画の区域について定める計画（以下「防災街区整備地区整備計画」という。）

- 3 特定建築物地区整備計画においては、その区域及び建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物の特定地区防災施設に係る間口率（建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合をいう。以下同じ。）の最低限度、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。次項第二号において同じ。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもののうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

4 6 （略）

備計画等)

第三十二条の三 防災街区整備地区計画（適正な配置及び規模の公共施設が地区防災施設又は地区施設として定められているものに限る。）の区域内の土地の区域（当該防災街区整備地区計画の区域の整備に関する方針に従って現に特定地区防災施設の整備が行われつつあり、又は行われることが確実であると見込まれるものに限る。）において、建築物の容積を適正に配分することが当該防災街区整備地区計画の区域における特定防災機能の確保及び当該特定地区防災施設の整備が行われた後の当該区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、当該防災街区整備地区計画について定められた特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画においては、当該特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画の区域をそれぞれ区分し、又は区分しないで、当該特定建築物地区整備計画の区域内の第三十二条第三項の建築物の容積率の最高限度については当該区域内の用途地域において定められた建築物の容積率の数値以上のものでして定め、当該防災街区整備地区整備計画の区域内の同条第四項第二号の建築物の容積率の最高限度については当該区域内の用途地域において定められた建築物の容積率の数値以下のものとして定めるものとする。

2 前項の場合において、当該特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画の区域内のそれぞれの区域について定められた建築物の容積率の最高限度の数値に当該数値の定められた区域の面積

を乗じたものの合計は、当該特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画の区域内の用途地域において定められた建築物の容積率の数値に当該数値の定められた区域の面積を乗じたものの合計を超えてはならない。

第三十二条の四・第三十二条の五 (略)

(防災街区整備事業の施行地区内における権利処分の特例)

第百十一条 第百二十二条第一項の防災街区整備事業の施行の認可を受けた計画整備組合は、国土交通省令で定めるところにより、当該防災街区整備事業の施行地区内の宅地若しくは建築物の所有権若しくはその宅地に存する既登記の借地権で第百三条第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構が有するものを当該計画整備組合の組合員若しくは当該計画整備組合の組合員になろうとする者に移転し、又は当該宅地についてこれらの者に借地権を設定すべきことを、当該防災街区整備推進機構に対し、要請することができる。

2 (略)

(第一種市街地再開発事業の施行地区内における権利処分の特例)

第百十四条 都市再開発法第七条の九第一項の第一種市街地再開発事業の施行の認可を受けた計画整備組合は、当該計画整備組合の地区内の各街区を防災街区として整備するため必要があると認めるとき

第三十二条の三・第三十二条の四 (略)

(防災街区整備事業の施行地区内における権利処分の特例)

第百十一条 第百二十二条第一項の防災街区整備事業の施行の認可を受けた計画整備組合は、国土交通省令で定めるところにより、当該防災街区整備事業の施行地区内の宅地若しくは建築物の所有権若しくはその宅地に存する既登記の借地権で第百八十九条第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構が有するものを当該計画整備組合の組合員若しくは当該計画整備組合の組合員になろうとする者に移転し、又は当該宅地についてこれらの者に借地権を設定すべきことを、当該防災街区整備推進機構に対し、要請することができる。

2 (略)

(第一種市街地再開発事業の施行地区内における権利処分の特例)

第百十四条 都市再開発法第七条の九第一項の第一種市街地再開発事業の施行の認可を受けた計画整備組合は、当該計画整備組合の地区内の各街区を防災街区として整備するため必要があると認めるとき

は、国土交通省令で定めるところにより、当該第一種市街地再開発事業の施行地区内の宅地若しくは建築物の所有権若しくはその宅地に存する既登記の借地権で第三百条第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構が有するものを当該計画整備組合の組合員若しくは当該計画整備組合の組合員となろうとする者に移転し、又は当該宅地についてこれらの者に借地権を設定すべきことを、当該防災街区整備推進機構に対し、要請することができる。

2
(略)

(施行地区となるべき土地の区域及び施行区域)

第百十八条 施行地区となるべき土地の区域は、密集市街地内の次に掲げる条件に該当する土地の区域又は施行区域内の土地の区域(都市計画事業として施行する場合にあつては、施行区域内の土地の区域)でなければならない。

一 (略)

二 当該区域内にある耐火建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物であつて、国土交通省令で定める規模以上の地震が発生した場合において、外壁その他の部分の構造に損傷を受けることによりその耐火性能(同法第二条第七号に規定する耐火性能をいう。)が著しく低下するおそれがあるものとして国土交通省令で定める基準に該当するものを除く。)又は準耐火建築物の延べ面積の合計が、

は、国土交通省令で定めるところにより、当該第一種市街地再開発事業の施行地区内の宅地若しくは建築物の所有権若しくはその宅地に存する既登記の借地権で第二百八十九条第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構が有するものを当該計画整備組合の組合員若しくは当該計画整備組合の組合員となろうとする者に移転し、又は当該宅地についてこれらの者に借地権を設定すべきことを、当該防災街区整備推進機構に対し、要請することができる。

2
(略)

(施行地区となるべき土地の区域及び施行区域)

第百十八条 施行地区となるべき土地の区域は、密集市街地内の次に掲げる条件に該当する土地の区域又は施行区域内の土地の区域(都市計画事業として施行する場合にあつては、施行区域内の土地の区域)でなければならない。

一 (略)

二 当該区域内にある耐火建築物又は準耐火建築物の延べ面積の合計が、当該区域内にあるすべての建築物の延べ面積の合計のおおむね三分の一以下であること。

当該区域内にあるすべての建築物の延べ面積の合計のおおむね三分の一以下であること。

三 (略)

四 当該区域内に十分な公共施設が整備されていないこと、当該区域内の土地の利用が細分されていること等により、当該区域内の土地の利用状況が不健全であること。

五 (略)

2 (略)

(事業計画及び事業基本方針)

第三百三十七条 (略)

2 前条第二項の事業基本方針においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）及び防災街区整備事業の施行の方針を定めなければならない。

3 (略)

(事業計画の案の作成及び組合員への周知等)

第三百三十九条の二 第三百三十六条第二項の規定により設立された事業組合は、同条第三項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、事業計画の案を作成し、国土交通省令で定めるところにより、説明会の開催その他組合員に当該事業計画の案を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

三 (略)

四 当該区域内に十分な公共施設がないこと、当該区域内の土地の利用が細分されていること等により、当該区域内の土地の利用状況が不健全であること。

五 (略)

2 (略)

(事業計画及び事業基本方針)

第三百三十七条 (略)

2 前条第二項の事業基本方針においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区及び防災街区整備事業の施行の方針を定めなければならない。

3 (略)

2 前項の組合員は、同項の事業計画の案について意見がある場合においては、国土交通省令で定めるところにより、事業組合に意見書を提出することができる。ただし、事業基本方針において定められた事項については、この限りでない。

3 事業組合は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その意見書に係る意見を勘案し、必要があると認めるときは事業計画の案に修正を加えなければならない。

4 事業組合が成立した後、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、前三項に規定する事業組合の事務は、第三百三十六条第二項の規定による認可を受けた者が行うものとする。

(認可の公告等)

第四百四十三条 都道府県知事は、第三百三十六条第一項又は第三項の規定による認可をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、事業組合の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

2 4 (略)

(役員)

第四百四十八条 (略)

(認可の公告等)

第四百四十三条 都道府県知事は、第三百三十六条第一項又は第三項の規定による認可をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、事業組合の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

2 4 (略)

(役員)

第四百四十八条 (略)

2 (略)

3 都市再開発法第二十四条から第二十八条までの規定は、事業組合の役員について準用する。この場合において、同法第二十七条第九項中「組合」とあるのは、「防災街区整備事業組合」と読み替えるものとする。

(総会の招集及び議事についての都市開発法の準用)

第百五十一条 都市再開発法第三十一条の規定は事業組合の総会の招集について、同法第三十二条の規定は事業組合の総会の議事について準用する。この場合において、同法第三十一条第五項中「第十一条第一項又は第二項」とあるのは、「密集市街地整備法第百三十六条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(特別の議決)

第百五十二条 第百五十条第一号及び第三号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第九号から第十一号までに掲げる事項は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地の所有者である出席者の議決権及び施行地区内の宅地の借地権者である出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。第百三十八条第一項後段の規定は、この場合について準用する。

2 (略)

3 都市再開発法第二十四条から第二十八条まで(第二十七条第七項及び第八項を除く。)の規定は、事業組合の役員について準用する。この場合において、同法第二十七条第九項中「組合」とあるのは、「防災街区整備事業組合」と読み替えるものとする。

(総会の招集及び議事についての都市再開発法の準用)

第百五十一条 都市再開発法第三十一条第一項から第六項までの規定は事業組合の総会の招集について、同法第三十二条の規定は事業組合の総会の議事について準用する。この場合において、同法第三十一条第五項中「第十一条第一項又は第二項」とあるのは、「密集市街地整備法第百三十六条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(特別の議決)

第百五十二条 第百五十条第一号及び第三号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第二号及び第九号から第十一号までに掲げる事項は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地の所有者である出席者の議決権及び施行地区内の宅地の借地権者である出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。第百三十八条第一項後段の規定は、この場合について準用する。

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

第二百五十七条 (略)

2 第二百二十二条第三項、第三百三十八条及び第三百三十九条の規定は事業組合が事業計画又は事業基本方針を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第二百二十五条の規定は事業組合が公共施設に係る事業計画の変更をしようとする場合に、第三百二十九条第三項の規定は事業組合が施行地区の縮小又は事業に要する経費の分担に関し定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合に、第三百三十九条の二の規定は事業組合が事業基本方針の変更の認可を受けて事業計画を定めようとする場合に、第四百四十条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合に、第二百二十二条第二項、第四百四十一条及び第四百四十三条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第二百二十二条第三項中「施行地区となるべき区域」とあり、及び第四百四十条第一項中「施行地区となるべき区域(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第二百二十二条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第四百四十三条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業基本方針についての変更の認可」と、同条第三項中「事業組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

第二百五十七条 (略)

2 第二百二十二条第三項、第三百三十八条及び第三百三十九条の規定は事業組合が事業計画又は事業基本方針を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第二百二十五条の規定は事業組合が公共施設に係る事業計画の変更をしようとする場合に、第三百二十九条第三項の規定は事業組合が施行地区の縮小又は事業に要する経費の分担に関し定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合に、第四百四十条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合に、第二百二十二条第二項、第四百四十一条及び第四百四十三条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第二百二十二条第三項中「施行地区となるべき区域」とあり、及び第四百四十条第一項中「施行地区となるべき区域(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第二百二十二条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第四百四十三条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業基本方針についての変更の認可」と、同条第三項中「事業組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業基本方針」とあるのは「定款又は事業基本方

は事業計画の変更」と、「事業組合の成立又は定款若しくは事業基本方針」とあるのは「定款又は事業基本方針の変更」と、「あるまでは事業計画」とあるのは「あるまでは事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第五十七条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

(権利変換計画の決定及び認可)

第二百四条 施行者は、前二条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県（第一百十九条第五項の規定により防災街区整備事業を施行する場合に限る。以下この章及び第三百六条において同じ。）又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、事業組合、事業会社、市町村（同項の規定により防災街区整備事業を施行する場合に限る。第二百五十三条を除き、以下この章及び第三百六条において同じ。）又は市のみが設立した地方住宅供給公社（第一百十九条第六項の規定により防災街区整備事業を施行する場合に限る。以下同じ。）にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

255 (略)

(先取特権)

針の変更」と、「あるまでは事業計画」とあるのは「あるまでは事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第五十七条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

(権利変換計画の決定及び認可)

第二百四条 施行者は、前二条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県（第一百十九条第五項の規定により防災街区整備事業を施行する場合に限る。以下この章及び第二百九十五条において同じ。）又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、事業組合、事業会社、市町村（同項の規定により防災街区整備事業を施行する場合に限る。第二百五十三条を除き、以下この章及び第二百九十五条において同じ。）又は市のみが設立した地方住宅供給公社（第一百十九条第六項の規定により防災街区整備事業を施行する場合に限る。以下同じ。）にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

255 (略)

(先取特権)

第二百五十一条 (略)

2 都市再開発法第七十二条第二項及び第三項の規定は、前項の先取特権について準用する。この場合において、同条第二項中「第一百一条第一項」とあるのは、「密集市街地整備法第二百四十五条第一項」と読み替えるものとする。

(指定宅地の権利者以外の権利者等のすべての同意を得た場合の特則)

第二百五十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により権利変換計画を定めた場合においては、第二百一十一条第一項(指定宅地に係る部分を除く。)及び第二項、第二百二十二条(第四項を除く。)並びに第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、権利変換計画で定めるところにより、権利変換期日において第一項に規定する者について権利の得喪及び変更を生じる。

5・6 (略)

(施行地区内の権利者等のすべての同意を得た場合の特則)

第二百五十七条 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容につき、施行地区内の宅地又は物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者のすべての同意を得たときは、第二百五条第二項から第四項まで、第二百七条第一項、第

第二百五十一条 (略)

2 都市再開発法第七十二条第二項及び第三項の規定は、前項の先取特権について準用する。この場合において、同条第二項中「第一百一条第一項」とあるのは、「密集市街地整備法第二百四十五条第一項」と読み替えるものとする。

(指定宅地の権利者以外の権利者等のすべての同意を得た場合の特則)

第二百五十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により権利変換計画を定めた場合においては、第二百一十一条第一項(指定宅地に係る部分を除く。)及び第二項、第二百二十二条(第四項を除く。)及び第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、権利変換計画で定めるところにより、権利変換期日において第一項に規定する者について権利の得喪及び変更を生じる。

5・6 (略)

(施行地区内の権利者等のすべての同意を得た場合の特則)

第二百五十七条 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容につき、施行地区内の宅地又は物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者のすべての同意を得たときは、第二百五条第二項から第四項まで、第二百七条第一項、第

三項及び第四項、第二百八条、第二百九条、第二百十条第三項から第五項まで、第二百十一条、第二百十三条並びに第二百十四条の規定によらないで、権利変換計画を定めることができる。この場合において、第二百十六条、第二百四十六条、第二百四十七条及び第二百五十二条第一項の規定は、適用しない。

255 (略)

(技術的援助の請求)

第二百七十三条 個人施行者若しくは事業会社となろうとする者又は事業組合若しくは事業会社を設立しようとする者は都道府県知事及び市町村長に対し、個人施行者、事業組合又は事業会社は市町村長に対し、防災街区整備事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ防災街区整備事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(関係簿書の備付け)

第二百七十八条 (略)

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧又は謄写の請求があつたときは、施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第八章 避難経路協定

(避難経路協定の締結等)

三項及び第四項、第二百八条、第二百九条、第二百十条第三項から第五項まで、第二百十一条、第二百十三条並びに第二百十四条の規定によらないで、権利変換計画を定めることができる。この場合において、第二百十六条、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百五十二条第一項の規定は、適用しない。

255 (略)

(技術的援助の請求)

第二百七十三条 個人施行者若しくは事業会社となろうとする者、事業組合又は事業会社を設立しようとする者は都道府県知事及び市町村長に対し、個人施行者、事業組合又は事業会社は市町村長に対し、防災街区整備事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ防災街区整備事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(関係簿書の備付け)

第二百七十八条 (略)

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつたときは、施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

イ 前号の避難経路を構成する道路の幅員又は路面の構造に関する基準	第二百八十九条 防災再開発促進地区の区域内の一団の土地の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第二百九十三条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、火事又は地震が発生した場合の当該土地の区域における避難上必要な経路（以下この章において「避難経路」という。）の整備又は管理に関する協定（以下この章において「避難経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。 2 避難経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 避難経路協定の目的となる土地の区域（以下この章において「避難経路協定区域」という。）及び避難経路の位置 二 次に掲げる避難経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
----------------------------------	---

	ロ 前号の避難経路における看板、さくその他の避難上支障となる工作物の設置に関する基準 ハ 前号の避難経路にその敷地が接する工作物（建築物を除く。）の位置、規模又は構造に関する基準 ニ その他避難経路の整備又は管理に関する事項 三 避難経路協定の有効期間 四 避難経路協定に違反した場合の措置
3	避難経路協定においては、前項各号に掲げるもののほか、防災再開発促進地区の区域内の土地のうち、避難経路協定区域に隣接した土地であつて、避難経路協定区域の一部とすることにより避難経路の整備又は管理に資するものとして避難経路協定区域の土地となることを当該避難経路協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下この章において「避難経路協定区域隣接地」という。）を定めることができる。
4	避難経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。 （認可の申請に係る避難経路協定の縦覧等）
	第二百九十条 市町村長は、前条第四項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該避難経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。
2	前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該避難経路協定について、市町村長に意見書

を提出することができる。

(避難経路協定の認可)

第二百九十一条 市町村長は、第二百八十九条第四項の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第二百八十九条第二項各号に掲げる事項（当該避難経路協定において避難経路協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該避難経路協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第二百八十九条第二項第二号二に掲げる事項に建築物に関する事項を定めた避難経路協定について同条第四項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 市町村長は、第二百八十九条第四項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該避難経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、避難経路協定区域である旨を当該避難経路協定区域内に明示しなければならない。

(避難経路協定の変更)

第二百九十二条 避難経路協定区域内における土地所有者等（当該避難経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、避難経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(避難経路協定区域からの除外)

第二百九十三条 避難経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該避難経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該避難経路協定区域から除外されるものとする。

2 避難経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与

えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告があつた日が終了した時において当該避難経路協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により避難経路協定区域内の土地が当該避難経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該避難経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第二百九十一条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により避難経路協定区域内の土地が当該避難経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（避難経路協定の効力）

第二百九十四条 第二百九十一条第三項（第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた避難経路協定は、その公告のあつた後において当該避難経路協定区域内の土地所有者等となつた者（当該避難経路協定について第二百八十九条第一項又は第二百九十二条第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（避難経路協定の認可の公告のあった後避難経路協定に加わる手続等）

第二百九十五条 避難経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該避難経路協定の効力が及ばないものは、第二百九十一条第三項（第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該避難経路協定に加わることができる。

2 避難経路協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第二百九十一条第三項（第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、避難経路協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

3 避難経路協定区域隣接地の区域内の土地で前項の規定による土地所有者等の意思の表示に係るものの区域は、その意思の表示のあつた時以後、避難経路協定区域の一部となるものとする。

4 第二百九十一条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。

5 避難経路協定は、第一項又は第二項の規定により当該避難経路協定に加わつた者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該避難経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第二百九十一条第三項の規定による公告のあつた後において土地所有者等となつた者（当該避難経路協定について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（避難経路協定の廃止）

第二百九十六条 避難経路協定区域内の土地所有者等（当該避難経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第二百八十九条第四項又は第二百九十二条第一項の認可を受けた避難経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第二百九十七条 土地又は借地権が数人の共有に属するときは、第二

百八十九条第一項、第二百九十二条第一項、第二百九十五条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

（一の所有者による避難経路協定の設定）

第二百九十八条 防災再開発促進地区の区域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、避難経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を避難経路協定区域とする避難経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第二百九十一条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該避難経路協定が避難経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第二百九十一条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた避難経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該避難経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第二百九十一条第三項の規定による認可の公告のあった避難経路協定と同一の効力を有する避難経路協定となる。

（借主の地位）

第二百九十九条 避難経路協定に定める事項が建築物等の借主の権限に係る場合においては、その避難経路協定については、当該建築物等の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第九章 防災街区整備推進機構

第三百条 (略)

(防災機構の業務)

第三百一条 防災機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 特定防災街区整備地区において当該地区内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物を整備する事業若しくは防災街区整備地区計画の区域において当該区域内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物その他の施設であつて国土交通省令で定めるものを当該防災街区整備地区計画の内容に即して整備する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。

三 五 (略)

(監督等)

第三百二条 (略)

第八章 防災街区整備推進機構

第二百八十九条 (略)

(防災機構の業務)

第二百九十条 防災機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 特定防災街区整備地区において当該地区内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物を整備する事業若しくは防災街区整備地区計画の区域において当該区域内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物その他の施設であつて国土交通省令で定めるものを当該特定防災街区整備地区において当該地区内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物を整備する事業若しくは防災街区整備地区計画の内容に即して整備する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。

三 五 (略)

(監督等)

第二百九十一条 (略)

2 (略)	3 市町村長は、防災機構が前項の規定による命令に違反したときは、 <u>第三百条第一項</u> の規定による指定を取り消すことができる。	4 (略)	5 第三項の規定により <u>第三百条第一項</u> の指定を取り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。	<u>第三百三条</u> (略)	第十章 雑則	(不服申立て)	<u>第三百四条</u> (略)	<u>第三百五条</u> (略)	<u>第三百六条</u> (略)	2 <u>第三百四条第二項</u> の規定は、前項の審査請求について準用する。
2 (略)	3 市町村長は、防災機構が前項の規定による命令に違反したときは、 <u>第二百八十九条第一項</u> の規定による指定を取り消すことができる。	4 (略)	5 第三項の規定により <u>第二百八十九条第一項</u> の指定を取り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。	<u>第二百九十二条</u> (略)	第九章 雑則	(不服申立て)	<u>第二百九十三条</u> (略)	<u>第二百九十四条</u> (略)	<u>第二百九十五条</u> (略)	2 <u>第二百九十三条第二項</u> の規定は、前項の審査請求について準用する。

第三百七条〜第三百十一条 (略)

第十一章 罰則

第三百十二条〜第三百二十三条 (略)

第三百二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三百十六条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三百二十五条 (略)

第三百二十六条 第九十五条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百二十七条 (略)

第三百二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、計画整備組合の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一〜八 (略)

第二百九十六条〜第三百条 (略)

第十章 罰則

第三百一条〜第三百十二条 (略)

第三百十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三百五条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三百十四条 (略)

第三百十五条 第九十五条第二項の規定に違反して同条第一項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百十六条 (略)

第三百十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、計画整備組合の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一〜八 (略)

九 第八十七条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十・十一 (略)

十二 第三百三条第二項の規定に違反して、計画整備組合の財産を分配したとき。

十三・十四 (略)

十五 第四百条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠ったとき。

2 (略)

第三百二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした個人施行者（法人である個人施行者を除く。）又は法人である個人施行者の役員若しくは清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二百七十八条第一項の規定に違反して、簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二百七十八条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに簿書の閲覧又は謄写を拒んだとき。

四 (略)

第三百三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その

九 第八十七条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十・十一 (略)

十二 第三百三条第二項の規定に違反して計画整備組合の財産を分配したとき。

十三・十四 (略)

十五 第四百条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。

2 (略)

第三百十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした個人施行者（法人である個人施行者を除く。）又は法人である個人施行者の役員若しくは清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二百七十八条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二百七十八条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

四 (略)

第三百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その

行為をした事業組合の理事、監事又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

三 (略)

四 第五百五十一条若しくは第五百五十四条第四項において準用する都市再開発法第三十一条第一項、第三項若しくは第四項の規定又は第五百五十三条第三項において準用する同法第三十一条第三項若しくは第四項の規定に違反して、総会、総会の部会又は総代会を招集しなかったとき。

五 第五百五十一条において準用する都市再開発法第三十一条第七項の規定に違反して、書類を備えず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第五百五十一条において準用する都市再開発法第三十一条第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

七・八 (略)

九 第六百六十四条第一項において準用する都市再開発法第四十八条の規定に違反して、事業組合の残余財産を処分したとき。

十 第二百七十八条第一項の規定に違反して、簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をした

行為をした事業組合の理事、監事又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 (略)

三 第五百五十一条若しくは第五百五十四条第四項において準用する都市再開発法第三十一条第一項、第三項若しくは第四項の規定又は第五百五十三条第三項において準用する同法第三十一条第三項若しくは第四項の規定に違反して総会、総会の部会又は総代会を招集しなかったとき。

四・五 (略)

六 第六百六十四条第一項において準用する都市再開発法第四十八条の規定に違反して事業組合の残余財産を処分したとき。

七 第二百七十八条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をした

たとき。

十一 第二百七十八条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに簿書の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二・十三 (略)

第三百三十一条 第五百五十一条において準用する都市再開発法第三十条第五項の規定に違反して、最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかった者は、二十万円以下の過料に処する。

第三百三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした事業会社の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二百七十八条第一項の規定に違反して、簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二百七十八条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに簿書の閲覧又は謄写を拒んだとき。

四・五 (略)

第三百三十三条・第三百三十四条 (略)

とき。

八 第二百七十八条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

九・十 (略)

第三百二十条 第五百五十一条において準用する都市再開発法第三十条第五項の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかった者は、二十万円以下の過料に処する。

第三百二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした事業会社の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二百七十八条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二百七十八条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

四・五 (略)

第三百二十二条・第三百二十三条 (略)

附 則

(独立行政法人都市再生機構の行う従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務に係る要請を行う期限)

第五条 第三十条の二第三項の規定による要請は、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができる。

改 正 案	現 行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 道路の管理 第一節～第三節（略） 第四節 道路の保全等（第四十二条―<u>第四十七条の五</u>） 第四節の二 道路の立体的区域（<u>第四十七条の六</u>―第四十八条） 第五節（略） 第六節 <u>自転車専用道路等</u>（第四十八条の十三―第四十八条の十六） 第七節 <u>利便施設協定</u>（第四十八条の十七―第四十八条の十九） 第四章～第八章（略） 附則 （用語の定義） 第二条（略） 2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。 一～五（略）	目次 第一章・第二章（略） 第三章 道路の管理 第一節～第三節（略） 第四節 道路の保全等（第四十二条―<u>第四十七条の四</u>） 第四節の二 道路の立体的区域（<u>第四十七条の五</u>―第四十八条） 第五節（略） 第六節 <u>自転車専用道路等</u>（第四十八条の十三―第四十八条の十六） 第四章～第八章（略） 附則 （用語の定義） 第二条（略） 2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。 一～五（略）

六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して
第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

七・八 (略)

3ゝ5 (略)

(管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

3 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う

六 自動車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

七・八 (略)

3ゝ5 (略)

(管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うべきもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うべきもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

こととされているもの（前二項の規定により指定市又は指定市以外の市が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

4 指定市以外の市町村は、前二項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならぬ。

5 第一項から第三項までの場合におけるこの法律の規定の適用について必要な技術的読替は、政令で定める。

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整

3 前二項の場合におけるこの法律の規定の適用について必要な技術的読替は、政令で定める。

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項又は第十五条から前条までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局

備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2
（略）

（道路管理者以外の者の行う工事）

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第三項又は第十九条から第二十二条までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

（自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金）

第二十四条の二 道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自

又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2
（略）

（道路管理者以外の者の行う工事）

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項又は第十九条から第二十二条までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

（自動車駐車場の駐車料金及び割増金）

第二十四条の二 道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、自動車駐車場に自動車駐車させる者か

転車駐車場に自動車（道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。）又は自転車^{（一）}を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交^{（二）}通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車^{（三）}を駐車させる場合においては、この限りでない。

2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

一 自動車又は自転車^{（一）}を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

二 自動車又は自転車^{（二）}を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。

三 付近の自動車駐車場又は自転車駐車場^{（三）}で道路の区域外に設置されてお^{（四）}り、かつ、一般公衆の用に供するものの駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3
(略)

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)

第二十四条の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場^{（一）}について、国土交通省令で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

ら、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九^{（二）}条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車^{（三）}が駐車する場合においては、この限りでない。

2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

一 自動車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

二 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。

三 付近の駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3
(略)

(自動車駐車場の駐車料金等の表示)

第二十四条の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場^{（一）}について、国土交通省令で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(道路管理者の権限の代行)

第二十七条 国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該指定区間外の国道の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

2 指定市以外の市町村は、第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 第十九条の規定による協議に基づき一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にか

(道路管理者の権限の代行)

第二十七条 国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行なう場合又は第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行なう場合においては、政令で定めるところにより、道路管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

2 第十九条の規定による協議に基づき一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号の一に該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、且つ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は自動車専用

かわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

二 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

（市町村による歩行安全改築の要請）

第四十七条の五 市町村は、当該市町村の区域内に存する道路（高速自動車国道、第四十八条の四に規定する自動車専用道路、第四十八

道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この項において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められ、かつ、前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

条の十四第二項に規定する自転車専用道路及び当該市町村が道路管理者である道路を除く。以下この項において同じ。）の道路管理者に対し、国土交通省令で定めるところにより、道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置その他の歩行者の通行の安全の確保に資するものとして政令で定める道路の改築（以下「歩行安全改築」という。）を行うことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による要請（以下この条において「実施要請」という。）に係る歩行安全改築の工事計画書の素案の内容は、第三十条第一項に規定する道路の構造の技術的基準その他の法令の規定に基づく道路に関する基準に適合するものでなければならない。

3 道路管理者は、実施要請が行われたときは、遅滞なく、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築（当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる歩行安全改築をいう。）を行うこととするかどうかを判断し、当該歩行安全改築を行うこととするときは、その工事計画書の案を作成しなければならない。

4 道路管理者は、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築（当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案の内容の一部を実現することとなる歩行安全改築をいう。）を行うこととする場合において、第九十五条の二第一項の規定により都道府県公安委員会の意見を聴こうとするときは、当該歩行安全改築の工事計画書の案に併せ

て、当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならない。

5 道路管理者は、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築を行わないこととするときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該実施要請をした市町村に通知しなければならない。

6 道路管理者は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、実施要請をした市町村を包括する都道府県の都道府県公安委員会に当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付してその意見を聴かなければならない。

第四十七条の六 (略)

(道路一体建物に関する協定)

第四十七条の七 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、当該建物を新築してその所有者になろうとする者との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「協定」という。）を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。この場合において、道路の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

一 六 (略)

七 その他道路一体建物の管理に関し必要な事項

第四十七条の五 (略)

(道路一体建物に関する協定)

第四十七条の六 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、当該建物を新築してその所有者になろうとする者との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた協定（以下「協定」という。）を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。この場合において、道路の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

一 六 (略)

七 その他必要な事項

2 道路管理者は、協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定において定めるところにより、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

(協定の効力)

第四十七条の八 前条第二項の規定による公示のあつた協定は、その公示のあつた後において道路一体建物の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第四十七条の九・第四十七条の十 (略)

第七節 利便施設協定

(利便施設協定の締結等)

第四十八条の十七 道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設（以下「道路外利便施設

2 道路管理者は、協定を締結した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、協定又はその写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定において定めるところにより、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所において閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

(協定の効力)

第四十七条の七 前条第二項の規定による公示のあつた協定は、その公示のあつた後において当該協定の目的となつている道路一体建物の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第四十七条の八・第四十七条の九 (略)

「という。」について、道路外利便施設所有者等（当該道路外利便施設の所有者又は当該道路外利便施設の敷地である土地（建築物その他の工作物に道路外利便施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外利便施設に係る部分）の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他の一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。次項及び第四十八条の十九において同じ。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「利便施設協定」という。）を締結して、当該道路外利便施設の実行することができる。

一 利便施設協定の目的となる道路外利便施設（以下「協定利便施設」という。）

二 協定利便施設の実行の方法

三 利便施設協定の有効期間

四 利便施設協定に違反した場合の措置

五 利便施設協定の揭示方法

六 その他協定利便施設の実行に必要な事項

二 利便施設協定については、道路外利便施設所有者等の全員の合意がなければならない。

（利便施設協定の縦覧等）

第四十八条の十八 道路管理者は、利便施設協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当

該利便施設協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該利便施設協定について、道路管理者に意見書を提出することができる。

3 道路管理者は、利便施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該利便施設協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の縦覧に供するとともに、利便施設協定において定めるところにより、協定利便施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを縦覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、利便施設協定において定めた事項の変更について準用する。

(利便施設協定の効力)

第四十八条の十九 前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた利便施設協定は、その公示のあつた後において協定利便施設の道路外利便施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(道路予定区域)

第九十一条 (略)

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間にお

(道路予定区域)

第九十一条 (略)

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間にお

いても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3・4 （略）

（都道府県公安委員会との調整）

第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）に区画線（道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。）を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、若しくは道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合に

いても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の九、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3・4 （略）

（都道府県公安委員会との調整）

第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）に区画線（道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。）を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるものを行い、若しくは道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速

は、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。	。やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。
2 (略) (事務の区分) 第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において「第一号法定受託事務」という。）とする。 一・二 (略) 三 第十七条第三項の規定により国道に関して指定市以外の市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。） 四 (略) 2 (略)	2 (略) (事務の区分) 第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において「第一号法定受託事務」という。）とする。 一・二 (略) 三 (略) 2 (略)

改 正 案	現 行
（容積率） 第五十二条（略） 2（略） 3 第一項（ただし書を除く。）、前項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二三第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（<u>第二号イ</u>を除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の二（<u>第二号イ</u>を除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の三第一項（<u>第一号ロ</u>を除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の四（ただし書及び<u>第一号ロ</u>を除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。第六項において同じ。）の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（	（容積率） 第五十二条（略） 2（略） 3 第一項（ただし書を除く。）、前項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二三第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（<u>第一号イ</u>を除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の二（<u>第一号イ</u>を除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の三（ただし書及び<u>第一号ロ</u>を除く。）、第六十八条の五の四第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。第六項において同じ。）の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この

共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一）は、算入しないものとする。

4・5 (略)

6 第一項、第二項、次項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五、第六十八条の五の二、第六十八条の五の三第一項、第六十八条の五の四（第一号口を除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号口、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。

7～15 (略)

（建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の四 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計

項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一）は、算入しないものとする。

4・5 (略)

6 第一項、第二項、次項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五、第六十八条の五の二第一項、第六十八条の五の三（第一号口を除く。）、第六十八条の五の四第一項第一号口、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。

7～15 (略)

（建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の四 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計

画を除き、防災街区整備地区計画にあつては、密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設（以下単に「地区防災施設」という。）の区域が定められているものに限る。以下この条において同じ。）の区域内にある建築物で、当該地区計画等の内容（都市計画法第十二条の六第二号、密集市街地整備法第三十二条の二第二号又は沿道整備法第九条の二第二号の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」という。）を除く。）に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する第二号の条例の規定は、適用しない。

一 地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ（略）

ロ (1)から(3)までに掲げる区域の区分に従い、当該(1)から(3)までに定める施設の配置及び規模

- (1) 地区整備計画の区域 都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設
- (2) 防災街区整備地区整備計画の区域 密集市街地整備法第三十二条第二項第三号に規定する地区施設
- (3) 沿道地区整備計画の区域 沿道整備法第九条第二項第二号

画を除く。以下この条において同じ。）の区域内にある建築物で、当該地区計画等の内容（都市計画法第十二条の六第二号、密集市街地整備法第三十二条の二第二号又は沿道整備法第九条の二第二号の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」という。）を除く。）に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する第二号の条例の規定は、適用しない。

一 地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ（略）

- ロ 地区施設等（地区整備計画の区域にあつては都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設、特定建築物地区整備計画の区域にあつては密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設（以下単に「地区防災施設」という。）、防災街区整備地区整備計画の区域にあつては地区防災施設又は同項第三号に規定する地区施設、沿道地区整備計画の区域にあつては沿道整備

に規定する沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設

二 (略)

(区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例)

第六十八条の五 次に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内にある建築物については、当該地区計画又は沿道地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第一号から第四号までに定める数値とみなして、同条の規定を適用する。

一 地区整備計画又は沿道地区整備計画(都市計画法第十二条の七又は沿道整備法第九条の三の規定により、地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域を区分して建築物の容積率の最高限度が定められているものに限る。)が定められている区域であること。

二 前号の建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域において定められた建築物の容積率を超えるものとして定められている区域にあつては、地区整備計画又は沿道地区整備計画において

法第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設をいう。以下同じ。)の配置及び規模

二 (略)

(区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例)

第六十八条の五 次に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内にある建築物については、当該地区計画又は沿道地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第一号から第四号までに定める数値とみなして、同条の規定を適用する。

一 地区整備計画又は沿道地区整備計画(都市計画法第十二条の七又は沿道整備法第九条の三の規定により、地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域を区分して建築物の容積率の最高限度が定められているものに限る。)が定められている土地の区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ 建築物の容積率の最低限度

ロ 建築物の敷地面積の最低限度

ハ 壁面の位置の制限(道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)

二 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、前号に掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。

て次に掲げる事項が定められており、かつ、第六十八条の二第一項の規定に基づく条例でこれらの事項に関する制限が定められている区域であること。

イ 建築物の容積率の最低限度

ロ 建築物の敷地面積の最低限度

ハ 壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）

（区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の五の二 次に掲げる条件に該当する防災街区整備地区計画の区域内にある建築物（第二号に規定する区域内の建築物にあつては、防災街区整備地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに限る。）については、当該防災街区整備地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第一号から第四号までに定める数値とみなして、同条の規定を適用する。

一 特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画（いずれも密集市街地整備法第三十二条の三第一項の規定により、その区域をそれぞれ区分し、又は区分しないで建築物の容積率の最高限度が定められているものに限る。）が定められている区域であること。

二 前号の建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域に

において定められた建築物の容積率を超えるものとして定められている区域にあつては、特定建築物地区整備計画において次に掲げる事項が定められており、かつ、第六十八条の二第一項の規定に基づき条例でこれらの事項に関する制限が定められている区域であること。

イ 建築物の容積率の最低限度

ロ 建築物の敷地面積の最低限度

ハ 壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）

（高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例）

第六十八条の五の三 次に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内にある建築物については、当該地区計画又は沿道地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第二号から第四号までに定める数値とみなして、同条の規定を適用する。

一・二 （略）

2・3 （略）

（住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の五の四 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地

（高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例）

第六十八条の五の二 次に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内にある建築物については、当該地区計画又は沿道地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項各号に定める数値とみなして、同条の規定を適用する。

一・二 （略）

2・3 （略）

（住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の五の三 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地

区計画を除く。以下この条において同じ。）の区域内にあるその全部又は一部を住宅の用途に供する建築物については、当該地区計画等において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同条（第八項を除く。）の規定を適用する。ただし、当該建築物が同条第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた同条第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 次に掲げる事項が定められている地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）の区域であること。

イ 建築物の容積率の最高限度（都市計画法第十二条の九、密集市街地整備法第三十二条の四又は沿道整備法第九条の五の規定により、それぞれ都市計画法第十二条の九第一号、密集市街地整備法第三十二条の四第一号又は沿道整備法第九条の五第一号に掲げるものの数値が第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値以上その一・五倍以下で定められているものに限る。

）

ロ・ニ（略）

二・三（略）

（区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を

区計画を除く。以下この条において同じ。）の区域内にあるその全部又は一部を住宅の用途に供する建築物については、当該地区計画等において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同条（第八項を除く。）の規定を適用する。ただし、当該建築物が同条第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた同条第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 次に掲げる事項が定められている地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）の区域であること。

イ 建築物の容積率の最高限度（都市計画法第十二条の九、密集市街地整備法第三十二条の三又は沿道整備法第九条の五の規定により、それぞれ都市計画法第十二条の九第一号、密集市街地整備法第三十二条の三第一号又は沿道整備法第九条の五第一号に掲げるものの数値が第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値以上その一・五倍以下で定められているものに限る。

）

ロ・ニ（略）

二・三（略）

（区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を

誘導する地区計画等の区域内における制限の特例)

第六十八条の五の五 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。以下この条において同じ。）の区域内の建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十二条第二項の規定は、適用しない。

一 次に掲げる事項が定められている地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）の区域であること。

イ 都市計画法第十二条の十、密集市街地整備法第三十二条の五又は沿道整備法第九条の六の規定による壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下この条において同じ。）における工作物の設置の制限及び建築物の高さの最高限度

ロ・ハ （略）

二 （略）

2 （略）

（地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例）

第六十八条の五の六 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。）の区域内の建築物については、第一号イに掲げる地区施設等の下にある部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの建築面積は、第五十三条第一項及び第二項、第五十七条の五第一項及び第二項、第五十九条第

誘導する地区計画等の区域内における制限の特例)

第六十八条の五の四 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。以下この条において同じ。）の区域内の建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十二条第二項の規定は、適用しない。

一 次に掲げる事項が定められている地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）の区域であること。

イ 都市計画法第十二条の十、密集市街地整備法第三十二条の四又は沿道整備法第九条の六の規定による壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下この条において同じ。）における工作物の設置の制限及び建築物の高さの最高限度

ロ・ハ （略）

二 （略）

2 （略）

（地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例）

第六十八条の五の五 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。）の区域内の建築物については、第一号イに掲げる地区施設等の下にある部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの建築面積は、第五十三条第一項及び第二項、第五十七条の五第一項及び第二項、第五十九条第

一 項、第五十九条の二第一項、第六十条の二第一項、第六十八条の八、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に算入しない。 一 地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。 イ その配置が地盤面の上に定められている通路その他の公共空地である地区施設等（第六十八条の四第一号ロに規定する施設又は地区防災施設をいう。以下同じ。） ロ （略） 二 （略）	一 項、第五十九条の二第一項、第六十条の二第一項、第六十八条の八、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に算入しない。 一 地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。 イ その配置が地盤面の上に定められている通路その他の公共空地である地区施設等 ロ （略） 二 （略）
---	--

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第七条関係）

改正案		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	
法律	事務	(略)	道路法（昭和二十七年法律第八十号） 一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの イ・ロ (略) ハ 第十七条第三項の規定により国道に關して指定市以外の市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。） ニ (略)
法律	事務	(略)	道路法（昭和二十七年法律第八十号） 一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの イ・ロ (略) ハ (略) ニ (略)

（傍線部分は改正部分）

(略)

(略)

(略)

(略)

改 正 案	現 行
（機構による道路管理者の権限の代行） 第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。 一（二十一）（略） 二十二 道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、<u>同項後段の規定により協議し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。</u> 二十三 （略） 二十四 道路法<u>第四十七条の七</u>第一項の規定により協議し、及び締結すること。 二十五（三十）（略） 三十一 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るもの又は同法第九十五条の二第一項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築、歩行安	（機構による道路管理者の権限の代行） 第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。 一（二十一）（略） 二十二 道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、<u>同条第二項後段の規定により協議し、及び同条第五項の規定により許可証を交付すること。</u> 二十三 （略） 二十四 道路法<u>第四十七条の六</u>第一項の規定により協議し、及び締結すること。 二十五（三十）（略） 三十一 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るもの又は同法第九十五条の二第一項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築若しくは

全改築若しくは道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものを除く。

2ゝ8 (略)

(会社による道路管理者の権限の代行)

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一ゝ十 (略)

十一 道路法第四十七条の七第一項後段の規定により道路一体建物を管理すること。

十二 (略)

十三 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知すること。ただし、同項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築、歩行安全改築又は道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものに限る。

2ゝ11 (略)

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十

道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものを除く。

2ゝ8 (略)

(会社による道路管理者の権限の代行)

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一ゝ十 (略)

十一 道路法第四十七条の六第一項後段の規定により道路一体建物を管理すること。

十二 (略)

十三 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知すること。ただし、同項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築若しくは道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものに限る。

2ゝ11 (略)

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十

五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一〇十六 (略)

十七 道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。

十八 (略)

十九 道路法第四十七条の七第一項の規定により協議し、締結し、及び道路一体建物を管理すること。

二十〇二十七 (略)

2・3 (略)

(会社管理高速道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第三十条 道路管理者は、会社管理高速道路について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社の意見を聴かなければならない。

一〇四 (略)

五 道路法第四十七条の十第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路保全立体区域の指定をすること。

六〇八 (略)

五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一〇十六 (略)

十七 道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同条第二項後段の規定により協議し、及び同条第五項の規定により許可証を交付すること。

十八 (略)

十九 道路法第四十七条の六第一項の規定により協議し、締結し、及び道路一体建物を管理すること。

二十〇二十七 (略)

2・3 (略)

(会社管理高速道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第三十条 道路管理者は、会社管理高速道路について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社の意見を聴かなければならない。

一〇四 (略)

五 道路法第四十七条の九第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路保全立体区域の指定をすること。

六〇八 (略)

2 (略) (公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等) 第三十一条 道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路（以下「公社管理道路」と総称する。）について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。 一・二 (略) 三 道路法第四十七条の十第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路保全立体区域の指定をすること。 四〇六 (略) 2 (略)	2 (略) (公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等) 第三十一条 道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路（以下「公社管理道路」と総称する。）について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。 一・二 (略) 三 道路法第四十七条の九第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路保全立体区域の指定をすること。 四〇六 (略) 2 (略)
--	--

○道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号）（附則第九条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 3 国土交通大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、一般国道（この法律の施行の際改正前の法の規定による一級国道であつたものを除く。）の新設又は改築でその行うべきものを、当該新設又は改築に係る一般国道の部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。この場合においては、道路法第十七条第五項の規定を準用する。	附 則 3 国土交通大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、一般国道（この法律の施行の際改正前の法の規定による一級国道であつたものを除く。）の新設又は改築でその行うべきものを、当該新設又は改築に係る一般国道の部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。この場合においては、道路法第十七条第三項の規定を準用する。

改 正 案	現 行
（都市開発資金の貸付け） 第一条（略） 2 国は、地方公共団体が次に掲げる資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができる。 一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）<u>第三百条</u>第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構で政令で定めるものに対する同法<u>第三百一条</u><u>第三号</u>に規定する土地で政令で定めるもののうち前項第二号に掲げる土地に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け 二（略） 3（略）	（都市開発資金の貸付け） 第一条（略） 2 国は、地方公共団体が次に掲げる資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができる。 一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）<u>第二百八十九条</u>第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構で政令で定めるものに対する同法<u>第二百九十条</u><u>第三号</u>に規定する土地で政令で定めるもののうち前項第二号に掲げる土地に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け 二（略） 3（略）

改 正 案	現 行
（都市計画に定められる第二種事業等） 第三十九条 （略） 2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるのは「第三十九条第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者（当該都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替	（都市計画に定められる第二種事業等） 第三十九条 （略） 2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるのは「第三十九条第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者（当該都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替

えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第二項の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十九条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（以下「都市計画同意権者」という。）及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者」と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事」とあるのは「、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業

えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第二項の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十二条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（以下「都市計画同意権者」という。）及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者」と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事」とあるのは「、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業

を実施しようとする者」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者のすべてにより第三項第二号」と、「第二十九条第二項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項」と、「とられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは「、届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあつてはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「

を実施しようとする者」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者のすべてにより第三項第二号」と、「第二十九条第二項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項」と、「とられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは「、届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあつてはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「

主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意(以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。)を行うに当たっては、国土交通大臣(都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十九条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は都道府県知事(第四十五条において「都市計画同意権者」という。)は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるもの

主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意(以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。)を行うに当たっては、国土交通大臣(都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十二条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は都道府県知事(第四十五条において「都市計画同意権者」という。)は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるもの

であるかどうかを審査しなければならない。

であるかどうかを審査しなければならない。

改 正 案	現 行
附 則 （業務の特例） 第十二条 機構は、当分の間、第十一条に規定する業務のほか、次の業務（同条に規定する業務に該当するものを除く。）を行うことができる。 一 五 （略） 六 密集市街地整備法第三十条の二第一項に規定する業務を行うこと。 七 （略） 2 18 （略）	附 則 （業務の特例） 第十二条 機構は、当分の間、第十一条に規定する業務のほか、次の業務（同条に規定する業務に該当するものを除く。）を行うことができる。 一 五 （略） 六 （略） 2 18 （略）

○都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十六号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（建築基準法の一部改正） 第二条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第六十八条の四第一号ロ(1)中「同条第四項第二号」を「同条第五項第二号」に改める。 （略）	（建築基準法の一部改正） 第二条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第六十八条の四第一号ロ中「同条第四項第二号に規定する施設、」を「同条第五項第二号に規定する施設、」に改める。 （略）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第十四条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正） 第四百三十九条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。 （略） 第四百四十八条第三項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改める。 （略） 第三百条第一項中「民法第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。 第三百二十八条第一項第四号中「第六十九条第二項又は第三項」を「第六十九条第三項又は第四項」に改め、同項第十三号中「第四百条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項」を「第三百三条の二第二項又は第三百三条の四第一項」に改め、同項第十四号中「第四百条第一項において準用する民法第七十九条第一項」を「第三百三条の二第二項」に改め、同項第十五号中「第四百条第一項において準用する民法第八十一条第一項」を「第	（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正） 第四百三十九条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。 （略） 第四百四十八条第三項中「第二十七条第七項及び第八項」を「第二十七条第八項及び第九項」に、「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改める。 （略） 第二百八十九条第一項中「民法第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。 第三百十七条第一項第四号中「第六十九条第二項又は第三項」を「第六十九条第三項又は第四項」に改め、同項第十三号中「第四百条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項」を「第三百三条の二第二項又は第三百三条の四第一項」に改め、同項第十四号中「第四百条第一項において準用する民法第七十九条第一項」を「第三百三条の二第二項」に改め、同項第十五号中「第四百条第一項において準用する民法第八十一条第一項」を「第

百三条の四第一項」に改める。

第三百三十条第三号中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改め、同条第八号及び第九号中「第百六十四条第一項」を「第百六十四条」に改める。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第四百四十四条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第三項中「目的として設立された」を「目的とする」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第七十三条第一項中「民法第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

三条の四第一項」に改める。

第三百十九条第二号中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改め、同条第五号及び第六号中「第百六十四条第一項」を「第百六十四条」に改める。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第四百四十四条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第三項中「目的として設立された」を「目的とする」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

改 正 案	現 行
（認定特定建築物の容積率の特例） 第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（<u>第二号イを除く。</u>）、第六十八<u>条の五の二（第二号イを除く。）</u>、第六十八<u>条の五の三第一項（第一号口を除く。）</u>、第六十八<u>条の五の四（第一号口を除く。）</u>、第六十八<u>条の五の五第一項第一号口、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑</u>	（認定特定建築物の容積率の特例） 第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八<u>条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第一号イを除く。）</u>、第六十八<u>条の五の二第二項（第一号口を除く。）</u>、第六十八<u>条の五の三（第一号口を除く。）</u>、第六十八<u>条の五の四第一項第一号口、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建</u>

化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかわらず、国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十五条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第三項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市又は同条第三項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。

5
5
12 (略)

建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかわらず、国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十五条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項の指定市又は同条第二項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。

5
5
12 (略)